

浜松市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費並びに居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費(以下「住宅改修費等」という。)の受領委任払い及び代理受領(以下「受領委任払い制度」という。)を行う事業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(住宅改修費等の支給)

第3条 市は、本市の居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者(以下「被保険者」という。)に対し、特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具の販売並びに住宅改修(以下「住宅改修等」という。)を行う事業者で、この要綱に基づく登録を受けた者(以下「受領委任払い取扱事業者」という。)が住宅改修等を行った場合は、第10条に規定する代理受領により、住宅改修費等を支給することができる。

ただし、法第66条の規定により支払方法が変更されている場合は、受領委任払い制度の利用ができないものとする。

(受領委任払い事業者の登録の届出)

第4条 代理受領の登録を受けようとする事業者は、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書(第1号様式)及び介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る取扱確約書(第2号様式)に必要事項を記載しかつ押印したものに、市税完納証明書、市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の登録は、特定福祉用具販売に係る指定居宅介護サービス事業者及び特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者並びに住宅改修を行う事業者の届出により、事業所ごとに行うものとする。

3 市長は、第1項の届出を受理した際はその適否を判断し、適当と認めた場合は、受領委任払い取扱事業者を市の登録台帳に登録するものとする。

4 市長は、前項の規定により受領委任払い事業者として登録を行ったときは、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録通知書(第3号様式)により当該届出者にその旨を通知するものとする。

(変更の届出等)

第5条 受領委任払い取扱事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書(第4号様式)に必要事項を記載し、押印したものを速やかに市長に届け出なければならない。

2 受領委任払い取扱事業者は、住宅改修等の事業を廃止し、休止し、又は再開するとき若しくは登録を辞退するときは、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書（第5号様式）に必要事項を記載し、押印したものを速やかに市長に届け出なければならない。

（受領委任払い取扱事業者の責務）

第6条 受領委任払い取扱事業者は、関係法令等を遵守するとともに、被保険者の心身及び住宅の状況等に応じて適切な住宅改修等を行うよう努めなければならない。

（登録内容の情報提供）

第7条 市は、被保険者及び居宅介護支援事業者等に対し、受領委任払い取扱事業者の所在等について情報提供を行うものとする。

（受領委任払い取扱事業者の登録の取消）

第8条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、受領委任払い取扱事業者の登録を取り消すことができるものとする。

（1）被保険者の求めにも関わらず、正当な理由なく受領委任払い制度の利用を拒否した場合

（2）この要綱に定める所定の手続を行わなかった場合

（3）受領委任払い取扱事業者の責に帰すべき事由により、被保険者の身体、財産等を傷つけた場合

（4）不正の手段により、第4条の登録を受けた場合又は住宅改修費等の請求を行った場合

（5）その他、前各号に掲げる事項と同程度以上と認める事由で市長が登録の取消について必要と認めた場合

2 市長は、前項の規定に基づき登録の取消を行ったときは、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録取消通知書（第6号様式）により当該取消を受けた事業者に通知するものとする。

（委任状の提出）

第9条 居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費に関して受領委任払い制度を利用する被保険者は、受領委任払い取扱業者から特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費の支給申請に必要な書類に加えて、介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費に関して受領委任払い制度を利用する被保険者は、当該居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給申請に必要な書類に加えて、介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（介護給付費の代理受領）

第10条 受領委任払い取扱事業者は、被保険者が住宅改修等を行ったときは、当該被保険者からの委任に基づき、当該被保険者が支払うべき当該住宅改修等に要した費用について、住宅改修費等として当該被保険者に対し支払われる額の限度において、当該被保険者に代わり支払を受けることができる。

2 前項の規定により、市が受領委任払い取扱事業者に対し住宅改修等の支払を行ったときは、当該被保険者に対し住宅改修費等の支給があったものとみなす。

(支給又は不支給の決定)

第11条 市長は受領委任払いに係る住宅改修費等の支給申請があったときは、当該住宅改修費等に係る支給又は不支給の決定を行い、住宅改修等に係る支給の決定を行った場合においては、受領委任払支給決定通知書を当該受領委任払い取扱事業者に送付する。

(返還)

第12条 市長は、受領委任払い取扱事業者が偽りその他不正の手段により住宅改修費等を代理受領したときは、当該住宅改修費等の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(あて先) 浜松市長

所在地

届出者 事業者名称

代表者氏名

印

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者の登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業所番号											
事業所所在地	〒										
フリガナ											
事業所名称											
電話番号						FAX番号					
サービス種類	住宅改修 ・ 特定福祉用具販売										
営業の形態	法人 ・ 個人										

特定福祉用具販売の事業所が登録を行う場合は、介護保険事業所番号を記載してください。

口座振替 依頼欄	銀行・信金		本店・支店		口座種別	口座番号					
	信組・農協		出張所		1 普通預金						
	金融機関 コード			店舗コード			2 当座預金				
	フリガナ										
口座名義人											

浜松市記入欄

受付	審査	入力	通知発送	備考

(あて先) 浜松市長

所在地

届出者 事業者名称

代表者氏名

印

介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る取扱確約書

介護保険住宅改修費等受領委任払い制度の取扱いを申し出るに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

- 1 介護保険住宅改修等の提供に関しては、関係法令及び浜松市介護保険住宅改修等受領委任払い制度の登録に関する要綱(以下「要綱」という。)等を遵守すること。
- 2 住宅改修等を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等を行うよう努めること。
- 3 住宅改修等を行うに当たっては、浜松市・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 住宅改修等を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間等を確認し、浜松市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度が利用可能であるか確認すること。また、当該被保険者に過去の住宅改修等の給付実績を確認すること。
- 5 正当な理由なく、浜松市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度の利用を拒まないこと。
- 6 住宅改修費等については、保険給付分を除いた自己負担額の支払を被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払を受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行すること。
- 7 要綱第7号様式の委任状に記載された保険適用総費用見込額が実際の保険適用総費用額と異なるときは、速やかに差額の返還又は徴収を行うこと。
- 8 被保険者が、次の事項に該当する場合には、遅延なくその旨を浜松市に通知すること。
 - (1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、当該住宅改修等を行うに当たって必要な手続等に関して協力しないとき。
- 9 住宅改修等に関する記録を整備し、住宅改修の完了又は特定福祉用具の販売の日から2年間保存すること。

- 1 0 関係法令、要綱、この遵守事項等に違反し、その是正等について浜松市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 1 1 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行なうこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 1 2 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、事業所の職員であった者に、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。
- 1 3 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を要綱第4号様式にて浜松市長に届け出ること。
- 1 4 登録を行っていた事業を廃止し、休止し、再開し、又は辞退するときは、速やかにその旨を要綱第5号様式にて浜松市長に届け出ること。

平成 第 年 月 日

様

浜松市長

印

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録通知書

平成 年 月 日付けで届出のありました、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業所の登録について、次のとおり登録したので通知します。

事業所の名称										
事業所の所在地										
受領委任払い取扱事業所登録番号										
登録年月日										

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

届出者 事業者名称

代表者氏名

印

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書

先に提出した介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書の記載事項について、次の事項を変更しましたので、届け出ます。

受領委任払い取扱事業所登録番号														
登録内容を変更した事業所		所在地												
		名称												
変更事項(該当項目番号に)		変 更 内 容												
1	届出者の所在地													
2	届出者の名称													
3	届出者の代表者氏名及び職名													
4	事業所の所在地													
5	事業所の名称													
6	電話番号													
7	F A X 番号													
8	振込先口座													
9	その他													
変更年月日		年 月 日												

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

届出者 事業者名称

代表者氏名

印

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者
 廃止・休止・再開・辞退届出書

次のとおり登録に係る住宅改修等の事業の廃止・休止・再開・辞退をしましたので、届け出ます。

届出種別	廃止・休止・再開・辞退									
受領委任払い取扱事業所登録番号										
サービス種類	住宅改修・特定福祉用具販売									
事業所の所在地										
事業所の名称										
届出年月日										
理由										
休止予定期間(休止の場合のみ)										

浜 健 介 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

印

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録取消通知書

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業所の登録について、次のとおり登録を取り消しますので通知します。

事業所の名称										
事業所の所在地										
受領委任払い取扱事業所登録番号										
登録年月日										
取消理由										

年 月 日

(あて先) 浜松市長

介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状

委任者(被保険者)	被保険者番号										
	氏 名										
	住 所	〒 -									

私は、次の者に保険給付費の申請及び代理受領に関する一切の権限を委任します。
また、受領委任払いに係る保険給付費について次の者に通知することに同意します。

サービス種類		住宅改修 ・ 特定福祉用具販売									
受任者(事業所)	受領委任払い取扱事業所登録番号										
	事業所の名称										
	事業所の所在地										
	事業所の電話番号										